

第六節 分類という常套手段と暴力

人種にせよ集団 (population) にせよ、そこにはらまれる最大の問題は、そもそも分類という行為自体が内在的にもちうる矛盾と暴力である。分類とは人間の業わざであり、回避不可能である、そしてその分類を「人種」のように目に見える外見上の違いにもとづいておこなうのは人間にとつて自然の帰結である、という考え方があつた。人種概念を否定したところで、白人と黒人とのあいだに明らかかな身体的な違いがある以上、分類の欲望という人間の本性から自由になれるわけではない、という主張である。しかし本当にそうであろうか。ここでアブリオリとされているのは、視覚的認知が分類に先行するという発想であるが、そうではなくて、分類があつてそのレンズをとおして認知している、という考え方も成り立つはずである。本章で言及した色のシンボリズムや自己／他者認識の指標に関する非欧米社会の事例などは、外見上の違いの認識自体を相対化させてくれるものであろう。

それでは人間の分類を回避することははたして可能なのだろうか。これにはしばしばふたつの思考方法が提案されてきた。ひとつは人間としての共通性を強調し、ホモ・サピエンス、人類という最大カテゴリーのみを有効とする考え方である。しかし鷲田 (二〇〇三) が指摘するように、共通性の追求の先に究極的に存在するのは、同時に他者を認識する行為でもあるのである。『反人種』を著したギルロイも、宇宙人の侵略とそれによる人類の団結という想定でもつて人種の解消を唱えなければならなかった (Gilroy 2000)。もうひとつはその逆で、個々の人間がそれぞれにもつている個性の差を強調することによつて、それぞれを変異と捉えて、分類から自由にならうとする思考方法であ

る。しかしこれは、現実的ではない。人間は森羅万象を分類せずして認知できない、これは社会心理学ですでに確立された公理である。「人間」というボックスのなかで、個々の人間はそれぞれの個性をもつ、ということでは、既知の人と新たに遭遇した人を認知上整理することは不可能である。既知の人が誰であるかを想起する場合、ボックスを順々に開け情報を引き出すプロセスを辿るし、新しく出会った人についても、その風貌や出会った場所、時間、社会的脈略などを既存のボックスのなかに整理することにより、理解可能な対象となるからである。そしていずれのボックスにも収まらない場合、それは理解不可能な、したがって無気味な存在として認識され、それを排除しようとする力が働く。

分類が人間の認知能力にとって必要不可欠であるならば、以上のいずれでもない思考方法はありうるだろうか。ここでは次のふたつの考え方を提示してみたい。通常分類とは、今日でも継承される博物学や生物分類学のように、ひとつの次元で類似や差異を見だし、範疇化する作業をとまなう。たとえばチョウも形態上の特徴にもとづいて分類される。前述のように、ヒトとチンパンジーとゴリラとの関係でもみたように、一般にヒトとチンパンジーの類似性のみが注目される。しかしそれは重要な真実であることに違いないが、真実の一部にすぎない。じつは多くの別の遺伝子座においては、ヒトはチンパンジーよりもゴリラに類似しており、さらに異なる多くの遺伝子座ではゴリラとチンパンジーとが近縁になる。これは遺伝子レベルの話で、進化も絡む話ではあるが、分類を考えるうえでばきわめて示唆的である。つまり、分類の根拠となる共通性・類似性をつねに多元的に模索すること、換言するならば、境界線を固定化させず、攪乱させること、それがつねに見る側の角度や次元によって揺れ動くものであると意識化すること——そこに分類が内在的にもつ暴力に抗うひとつの鍵が隠されているように思えるのである。

もうひとつは、個々の人間の多面性と他者をつなぐことにより、分類思考を解体する可能性である。J・クリステヴァは、フロイトの「無気味なもの」を援用して、「外国人を検討するには自分自身を検討すればよい。自らの厄介な他者性を説明すること。〔……〕奇異は自分の中にある。我々は皆外人なのだ」(クリステヴァ一九九〇 [1988]…二二三)と述べている。アメリカのステレオタイプ的な人種表象にみる、白人に白い真新しいスーツを、黒人に黒く古

びたスーツをまとわせて二項対立化させる手法や、斧をもって「文明化された」白人を追いかけるアメリカ・インディアンの「野蛮性」を強調する手法などは、個々人がみな内面に抱く、強さ／弱さ、豊かさ／貧しさ、美しさ／醜さ、等々の断片を、自己から払拭したい他者像、あるいは理想化された自己像として投影しているにすぎないのである (Takekawa 1999)。デカルト的な統一された自己を認識するのではなく、また自己と他者という対峙的な分類に束縛されるのでもなく、じつは表象化された「他者」は、人間個々人が内側に秘める断片の化身にすぎないもののだと理解することによって、自己の部分部分が他者へと開かれていきはしないであろうか。

それでは、認知上の問題ではなく、科学における分類をどう考えればよいのであろうか。科学において、分類は常套手段であり、それなくして科学の進歩もありえない。人類がいかに科学における分類によって恩恵を被ってきたかを、われわれは率直に認めなければならない。

しかしそれでも、ふたつの次元において注意が必要である。ひとつは、前節で論じたようなサンプル採取やラベリングの問題である。たとえば「日本人には、病が多い」といった医療現場における種の常識でさえ、東京近辺在住者のみからのサンプル採取にもとづいている場合が珍しくないという。しかし、たとえば朝鮮半島と九州をひとつのカテゴリーに含め、それと東北地方とを比較して統計上の有意差が認められる場合も考えられる。先に述べた分類を固定化させないこと、分類の境界が見る側によって揺れ動くものであると認識すること、そのことの重要性は科学においても同様ではないだろうか。科学という名の下での分類による暴力から、われわれを守るひとつの手段となりうるかもしれない。

いまひとつは、遺伝決定論をめぐる問題である。遺伝的に裏づけられるとされる集団間の差異がゲノム配列に見いだされれば、集団の境界は絶対性をもって認識されることになろう。しかし、そのような遺伝決定論的思考に欠落しているのは、現実に遺伝子が発現するか否か、個々の遺伝子のスイッチがオンとなるかオフとなるかは、環境をとって決定されるという事実の認識である。リドレーが論じたように、*nature* か *nurture* か、遺伝か環境か、氏か育ちか、ではなく、*nature via nurture*——遺伝子もあくまでも文化的・社会的・経済的要因と複雑に絡みあって、環境を

とおしてその姿を現すにすぎないのである (Ridley 2003)。

M・フーコーによる一八世紀博物学をめぐる洞察はよく知られているが、現代の集団研究についても示唆に富むものである。彼はこの時代の博物学において人間の視覚が、五感の他の要素と差異化されることに着目し、次のように述べている。「対象を《各部分^{パルテス}が互い^{エクス}他の部分^{ストラ}の外部^{テス}にある》ように分析する感覚にほかならぬ視覚に、ほとんど独占的な特権が与えられる」(フーコー一九七四・二五五―二五六)。

フーコーが他の箇所で言及している「《記述しうる》」と同時に《秩序づけうる》」ものとして成立させる、とりわけ一八世紀博物学と現代のDNA分析に対する社会的言説とのあいだには、アナロジーを読みとることができよう。博物学があまりに他の感覚を排除し、視覚を絶対視したように、今日われわれは、DNAの構造に独占的特権を与えている。ラベリングされた集団と集団は「互いに他の外部にある」かのごとく秩序づけられる。遺伝決定論的な言説は、国内外を問わずひろく社会に浸透しており、ここでは差異が強調される。「文化」とは対照的に、遺伝子配列という普遍の原則・普遍的言語で語られる科学的真理に特権が与えられる。しかし、その陰で看過されがちなのは、生命体としての人類すべての個体が誕生後に経験するさまざまな意味での環境や成り行き^ニの偶然性なのである。ヒトの差異や同一性は、遺伝子と社会環境の絡みあい^ニがいつどのように作動するのかが明らかになっ^ニてはじめて真に理解されるはずのものである。そのためにも、自然科学と人文・社会科学の対話と融合がますます重要な課題なのである。

人種差別の解消が目に見え肌で感じられる日が、二一世紀のあいだに到来するであろうか。二〇世紀末から現在へとともに時を刻んできたわれわれには、その前に立ちはだかる壁のあまりの大きさ、教訓が活かされることなく争いや差別が繰り返されるあまりの執拗さに、悲観的な答しか見いだせそうにない。人種差別が克服される日が永遠に来ることはないのかと。

しかしそのような時、思い出すことがある。阪神淡路大震災である。震災の当日、少なからぬ人々の脳裏をよぎったのは関東大震災時の虐殺であった。阪神淡路大震災の犠牲者とはほぼ同数といわれる人々が、建物の倒壊や火災に

よってではなく、日本人の手によって命を絶たれたのである。その大半は朝鮮人であった。あの二の舞を演じさせてはならないと、長田で、元町で、大阪で、外国人被災者に対する支援活動が始まった。また外国人学校は、駆け込んだ日本人に食糧や井戸水、スクールバスを差し出した。その時広がった支援の輪、交流の輪は、震災一〇年を迎える今もなおひろがりつづけている。七〇余年の歲月の間に、人も社会も確かに人種差別に対して何かを学んでいたのである。

ふたつの震災をとおして再確認できることは、人種差別と闘う鍵が、学ぶという原点にあることである。マジヨリティもマイノリティも、専門家も活動家も、あらゆる人間にとって。そして多様化した現代の人種差別と闘うためには、遠回りでも人種概念を歴史化し、超地域的に相対化し、科学的決定論の陥穽につねに敏感であることが要求される。一九世紀の人種主義と現代の新人種主義の共通性を監視し、インドのカーストと日本の部落差別とアメリカの黒人差別の類縁性を見定め、DNAにもとづく「アジア人」「ヨーロッパ人」「アフリカ人」の分類の危険性に注意を促すことは、無意味ではないはずである。人種概念を包括的に理解する作業をとおして、複雑化し巧妙化している人種主義に警鐘を鳴らすことが、今こそ求められているのである。

謝辞・本稿の草稿の一部には、数多くの方々から示唆に富む多くのご教示をいただいた。チャールズ・カイズ氏(ワシントン大学)、ステイヴ・ハレル氏(ワシントン大学)、ジョン・マークス氏(ノース・キャロライナ大学)、溝口優司氏(国立科学博物館)、関口寛氏(四国大学)、出口顯氏(鳥根大学)、本書の執筆者であるC・ローリング・ブレイス氏、オードリー・スメドリー氏、斎藤成也氏、瀬口典子氏、ロバート・ムーア氏、井野瀬久美恵氏、「人種の表象と表現をめぐる学際的研究」の貴堂貴之氏(一橋大学)、加藤和人氏(京都大学人文科学研究所)をはじめとするメンバーに感謝したい。黒川みどり氏は、民族自決団に関する貴重な資料を提供してくださった。また学外における国際会議、研究会、セミナーで本稿のもととなる報告をさせていただいた折に、参加者から頂戴したコメントからも、多くを学ばせていただいた。草稿すべてに目をとおして下さった同僚の小関隆氏からは、細かな表現から議論の細部にいたるまで丁寧で鋭い助言をいただいた。本稿の議論がすべて私の責任にあることは言うまでもないが、多忙ななか時間を割いてコメントを下さったこれらの方々記して

謝意を表したい。

注

(1) 石原慎太郎は、新聞紙上で、(中国人同士の報復事件と推測される残酷な殺人事件について)「こうした民族的DNAを表示するような犯罪が蔓延することでやがて日本社会全体の資質が変えられていく恐れが無しとはしまい」と述べている(産経新聞「二〇〇一年五月八日付朝刊」。また『勝つ日本』(石原と田原 二〇〇二「二〇〇〇」：九九)では、「日本人は英知に満ちた民族なのです。〔……〕その英知がDNAにプリントされてきている」とも記しており、DNAというレトリックを用いて民族性の遺伝性を暗示する発言をくりかえしおこなっている。

(2) 人種と直接関係するわけではないが、最近教育改革をめぐる討議で、優生学的思想とも受け取られかねない政府関係者らによる発言がつついている。子どもたちの能力の差は、生まれながらにしてもつ遺伝情報の差によるものであるという内容である。たとえば二〇〇〇年教育改革国民会議の座長江崎玲於奈は、インタビューにおいて、「遺伝情報が解析され、もって生まれた能力がわかる時代になってきました。〔……〕いずれは就学時に遺伝子検査をおこない、それぞれの子どもは、どの遺伝情報に見合った教育をしていく形になっていきますよ」と答え、同様に日本科学未来館の館長の毛利衛は、二〇〇四年「昨年、ヒトゲノム、〔すなわち〕私たちの体をつくっている遺伝子情報がすべて読みとられた。それは一人ひとり違う。その差は残念ながらもって生まれた遺伝子の組み合わせの差だ。〔……〕それをどう埋めていくのが習熟度別学習であり、もつと伸びる子を伸ばす、それから今のままではついでいけない子をどう救うか、が重要だ」と述べて、差別的発言であると批判を浴びている。

(3) 人種差別撤廃条約(正式には「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」)の第一条において、「人種差別」は以下のように定義されている。

一 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、門地又は民族的若しくは種族的出身にもとづくあらゆる区別、排除、制限又は特惠であつて、〔……〕。(反差別国際運動日本委員会 一九九五：九九)

ただし「門地」の原語は“descent”であり、政府訳では「世系」とされている(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv-j.html#1>)。「門地」の訳は、憲法との関連を想起させるためといわれる。この種の国際法で定訳とされている「種族

的」とは“ethnic”、「民族的」とは“national”の訳である。

(4) 二〇〇三年二月、差別を受けた障害者を法的に救済する措置として、「障害を理由とする差別を禁止する法」の試案が、日本弁護士連合会の調査研究委員会でもとめられた。障害者差別禁止法は世界四〇カ国以上で制定されているというが、日本弁護士連合会に照会したところ、同会においても人種差別禁止法に関しては、いまだ議論にも上がっていないという。

(5) ここでいう概念が規定する現象の認識とは、ひらたくいえば、先にも触れたような、人種の一般的定義により、黒人差別をすぐに思い浮かべるといふ例である。概念が規定する現象そのものは、先に述べた、都知事による中国人に対する差別発言の容認や、被差別部落に対する差別が人種差別に該当しないと政府のこれまでの見解などの例である。

ちなみに日本政府は、外務省発行の人種差別撤廃条約の解説パンフレットにおいて、世系について次のような見解を表している。「世系」とは、この条約の適用上、人種、民族から見た系統を表す言葉であり、たとえば、日系、黒人系といったように、過去の世代における人種又は皮膚の色及び過去の世代における民族的又は種族的出身に着目した概念であり、生物学的・文化的諸特徴にかかる範疇をこえないものであると解されます」(友永二〇〇四・二六八)。これに対して人種差別撤廃委員会は、調査の結果部落差別がこの条約の「世系」にもとづく差別であると判断を下している。

(6) 本書の各論において個別の人種差別の現象を扱う場合、ジェンダーや階級の問題を射程に含めることは、企画段階で意識したことである。しかし本章では、人種概念に的を絞り、ジェンダーや階級との交錯については触れない。ただし、個別の社会において、これらの要素が「人種」を構築するうえで重要な要素であることはいうにおよばない。たとえば階級と人種の一致は、支配者層による優劣をとまなう人種概念をより強固にする。ヒエラルキーの下位に位置づけられる人種の男性はほぼ共通して「性的欲望が強い」などのステレオタイプでもって主流集団の女性への脅威であると危険視され、それによっても人種間の距離はたえず維持されてきたのである。

(7) 「種族」が人種などの人類集団の分類単位として用いられた事例もあるが、それは通常人種より下位レベルでの分類とされるが多かったようである。『輿地誌略』(一八二六年)では、「止停里(シペリー)部中、彼此に鄂斯綽更(チスチャケン)と名く種族あり」などの表現がみられる(『日本国語大辞典』第二版)。

(8) こうしたアプローチには、身体形質の認識自体が文化的基準によることを強調する立場も含まれる。T・ゴールドバーグは「エスノレイス(ethnolrace)」という語を用意し、それによって、人種とエスニシテイの折衷を図っている(Goldberg 1993)。

(9) これを提唱したバイオニアは『人類の最も危険なる神話』(Montagu 1972) を著したモンタギューであるが、モンタギューやその師であったボアズの教え子たちを含めた次世代のアメリカ人類学者を中心に、一九五〇年代から六〇年代にかけて「人種」という用語の廃止が提唱された。

(10) 「白人」のなかにもアイルランド系やイタリア系など、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけて差別と搾取の対象となつた集団もあるが、彼らの経験は人種的マイノリティの経験とは根本的に異なるというのが、アメリカに国内植民地主義論を援用したB・ブローナーらの古典的な議論である (Barnet 1972)。

『エスニシティ再考』を著したR・ジェンキンは、F・バルトの相互行為論を再評価しつつ、エスニック・アイデンティティの「E」と外的なカテゴリーでの「ne」の相互作用による社会的アイデンティティの形成を論じている (Jenkins 1977)。しかしこの相互行為論の援用による理解では、「E」をより強く主張できる立場と、自らの選択の余地がきわめて限られており「ne」によって規定される状況が圧倒的に多い人種的マイノリティの格段の差を、くみとれないのである。

(11) M・バントンは、人種主義を、人種の優劣をともなう類型化とみなし (Banton 1987)、またR・ベネディクトやR・マイルズにとつては、人種カテゴリーは否定的意味をともなう状況である (ベネディクト一九九七 [1940]; Miles 1989)。D・メーソンは、人種と人種主義とを概念的に切断するのではなく、その連関性にこそ目を向けるべきであると主張している。一九世紀から二〇世紀初頭にかけて科学として台頭した人種概念において、重要な点は、身体的特徴にもとづいた人間集団の科学的分類が可能であるという主張ではなく、そのようなカテゴリー化が能力や人格などのヒエラルキーに転換されたことであると述べている (Mason 1994: 846-848)。

(12) 過去一〇年以上にわたり人種研究において注目を浴びてきたホワイトネスの研究は、一見皮膚の色をめぐる諸議論と類似した響きをもつが、ここでは欧米の個別の社会における「白人」とは誰か、その排除と包摂のメカニズムは何かと、いう問題には立ち入らない。

(13) これらの学説を日本語で紹介したものとしては、馬場(一九七七)がある。

(14) いうまでもなく、子どもが親とは別室で寝るという文化的慣習がアブリオリに普遍説の一部の裏づけとなつてはいるが、そのような慣習を相対化する視点はここでは欠如している。

(15) 私も委員として加わつた人種・民族の概念検討委員会が、おもに非欧米社会を研究対象とする日本民族学会(現日本文化人類学会) 学会員一〇〇名の協力を得ておこなつたアンケートである。それぞれの社会において研究対象集団の人々が何を

指標として自己・他者を区分するかを尋ねた。第二段階のアンケートでは、初回のアンケート回答をもとに、皮膚の色などの身体形質が指標となる場合についてのより詳細な質問を含めた。アンケート回答の一部は以下のとおり。フィリピン・ルソン島では主流集団がアエタを認識する際には、髪の色が最も重要な指標となっている。パプアニューギニアのワヘイが西洋人を、ザイルのテンボが西洋人・日本人を、ザイルのムプティやピグミーが非黒人・非ピグミーを認識する時と同様に髪の色によつて他者認識をする集団もあり、西洋人に対するアイヌやバルーチスタン地方のバルーチユの認識法などがそうである。このほか、体型、目の色、鼻、顔つきや、眉毛の例も挙げられており、さらに「力が強い」といった可視的でない要素が指標になっている事例も報告されている。

- (16) 植民地支配の影響によるか否かを同定することは、実際には困難な場合が多い。明るい肌肯定、暗い肌否定の価値をおく社会の事例をとりあげた際、それが土着の色のシンボリズムなのか、近代のヨーロッパ人との接触以降の現象なのか、残存する資料に制約があり、判断することは困難である。

- (17) ただしこれについては、イギリス人とアフリカ人の接触はそれ以前にも存在した、など批判も挙げられている。

- (18) ここで、「意味」や「種類」などではなく「位相」という言葉を用いるのは、事典や入門書の人種の項目にあるような定義、つまり文脈により指示する意味が異なるというものでもなく、また「種類」として個々を特定のカテゴリーにふり分けるべきものでもないからである。

- (19) しかしたとえば *White Mythologies* (Young 1990) でヨーロッパ的認識論と既存の枠組みを批判的に検討したヤングが問題としている「History」と「history」を対置させる手法と類似している。ただし Race は人種概念の普遍性を主張するものではないので、その意味では History とは異なる。

RR における Race は Race の場合もありうる。ここでは RR と大文字で表記しておくこととする。

- (20) 通常のエスノグラフィであれば、事例の記述後に帰納的に得られる結果を提示できるが、この場合は事例の多様性ゆえに冒頭にそれらから抽出した三つの位相を据えることから始め、事例による補充は記述としては後という形式をとる。また事例をいかに記述するかを定めることは容易ではないが、ここでは、代表的な例をいくつか挙げ、あとは簡潔に列挙するという方法をとることにした。

- (21) 近世ではこれらの人々は、「穢多」や「非人」と呼ばれていたが、ここでは「被差別部落民」という名称を一般的な議論の場合用いることとする。部落は近代以降に成立したものであると考える近代起源説論者のあいだでは、現代の被差別部落

と區別して単に「部落」と表記する立場がある(寺木一九九六・五一六)。

- (22) 黒川が部落差別を人種差別と接合させて論じたことは(黒川一九九九、その意味でひとつのメルクマールとなる。被差別部落を「異人種」とみなす言説は、学問的には完全に否定されているにもかかわらず、今日においても結婚差別のようなかたちで生きながらえている。なお、さまざまな倫理的問題を抱える本ではあつたが、我妻とテウヴォスが、日米の被差別部落民に関する調査をもとに編んだ本を『見えない人種 (Invisible Race)』と題したことは、特筆に値するであろう(Magatsuma and DeVos 1966)。

- (23) 関口は、本書のような試みは、人種概念が「部落問題を捉える視覚を豊富化」すること、他のマイノリティ集団と連帯し、差別に抵抗する枠組みを提供しうることを指摘したうえで、*PN*との関連する問題として、部落民アイデンティティを歴史化する作業の重要性を主張している(関口二〇〇四)。

- (24) そもそも何をもって「起源」とするかでも、とりわけ近世政治起源論と中世政治起源論とのあいだで、激しい論争がくり広げられている。たとえば、寺木は、起源Ⅱ成立とは体制的成立であると主張し(寺木一九九二・一三一一四)、他方上杉は、起源というものは、「川にたとえるならば、最初の清水の一滴がどこに現れるか、ということなのである」(上杉一九九〇・一七)とし、近世を起源とするか、中世かで、意見が対立している(両者の起源をめぐる論争についての詳細は上杉・寺木・中尾一九九二)。ただし寺木も、「近世部落の基本的特徴、つまり成立の指標を満たすような社会的存在物が一般的に、あるいは普遍的に、中世社会の中に見出されるのであれば、私も中世起源論に賛成するのであり」(寺木一九九二・二一四、強調引用者)と述べており、連続性を認めている。近世における社会的政治的状况を重視した見解といえる。古代賤民制との連続性については、後述するように、黒田の画期的研究(一九七二)以来、否定する見方が主流なので、ここでは取りあげない。

- (25) 戦国時代の動乱の後、近世における身分制の再編成が始まったとする近世起源論は、従来ひろく支持されてきた説である。中世については、身分呼称も地域的形態も多様であり、中世の被差別民がすべてそのまま近世の「穢多」となったわけではないことが指摘されている。また黒川論文をはじめ、近年の国民国家論から刺激を受け、近代における再編成を重視する立場も増えている。しかし、近世政治起源説を唱える者も含め、現代の被差別部落につながる賤民身分が中世社会で発生したとする説は、ひろく支持されている(脇田一九九四・九九・黒田一九七五)。起源論の争点のひとつはむしろ、中世と近世の連続性、あるいは前近代と近代の連続性の強弱をどう評価するかにあるといえる。